

- 有識者からなる評価委員会において、評価（書面・面接）を実施します。
- 展開枠に採択された場合、法に基づく認定計画の変更申請が必要となることを想定しています。

公募スケジュール	プロセス	内容
事前相談受付期間 3月7日(月) ～9月5日(月)	事前相談	<ul style="list-style-type: none"> 概要説明資料を用いた事前相談を受付。
公募申請期間 9月8日(木) ～9日(金)17時	実施計画の提出 内閣府の確認	<ul style="list-style-type: none"> 実施計画書等の提出。申請書の形式等について、内閣府事務局が不備等を確認。
審査期間 9月中旬 ～10月下旬	書面評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会において、書面評価を実施の後、面接評価に進むか判断。 面接評価に進む場合は、事業の改善事項や、認定基準に沿った助言等を内閣府事務局から伝達。（面接評価に進めない場合は、この段階で審査結果を内示）
	面接評価	<ul style="list-style-type: none"> 評価委員会による面接評価を実施。
内示 1月上旬中旬	内示	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果を内示。
認定計画変更手続 令和5年2月～	認定計画変更申請 認定計画の変更	<ul style="list-style-type: none"> 内示において採択となった地方公共団体は、評価委員会における指摘等を踏まえた「地方大学・産業創生法」に基づく計画の変更申請を提出。
交付申請手続 ～4月	交付申請 交付決定 (条件付与)	<ul style="list-style-type: none"> 変更した認定計画に基づき、地方大学・地域産業創生交付金を交付申請。 交付決定等に先立ち財務大臣の承認が必要な経費に指定されており、交付の適正性をさらに担保。 今後取り組むべき方向性・課題等を交付条件として設定。